公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会委員長に対する行政文書開示請求に関する決定について	平成23年8月18日 国家公安委員会会務官

（略）

公安委員会説明資料No. 2	「中期財政フレーム（平成２４年度～平成２６年度）」について	平成２３年８月１８日 会　計　課

1　概要

「財政運営戦略」（平成22年６月22日閣議決定）において導入された中期財政フレームについては、毎年改訂を行い、翌年度以降３年間の新たな中期財政フレームを定めることとされている。

これを受け、８月12日（金）の閣議において、平成24年度から平成26年度を対象とする新たな中期財政フレームが決定された。

2　今回決定された中期財政フレームの主な内容

(1)　国債発行額の抑制

平成24年度の新規国債発行額（東日本大震災復興基本法の規定による復興債を除く。）について、平成23年度当初予算の水準（約44兆円）を上回らないよう抑制する。

(2)　歳出面での取組

ア　平成24年度から平成26年度において、基礎的財政収支対象経費（国債費等を除く一般会計歳出）を前年度（約71兆円）以下に抑制する。

イ　東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賄われる額を超えた金額及びＢ型肝炎ウィルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により確保された金額については、アに加算する。

（参考）平成24年度当初予算概算要求のスケジュール

今後、中期財政フレームを踏まえた各閣僚別の概算要求枠が設定され、概算要求に向けた作業が本格化するが、８月末となっている概算要求の提出期限については、１か月程度遅くなる見込みである。

公安委員会 説明資料No. 3	「第三次薬物乱用防止五か年戦略（薬物乱用防止戦略加速化プラン）」フォローアップ（案）について	平成２３年８月１８日 薬物銃器対策課

1　薬物乱用対策推進会議

犯罪対策閣僚会議に設置され、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年８月策定）及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（平成22年７月策定）を推進

2　フォローアップの概要（主な警察庁関係部分）

○　多様なネットワークの活用等により、薬物乱用を拒絶する気運を醸成

○　即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者等に、関係機関の相談窓口等が掲載されたパンフレットを配布するなど、薬物再乱用防止の取組を強化

○　取締りの強化及びサイト管理者等に対する対策の強化により、サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶に向けた取組を推進

○　いわゆる「運び屋」方式等により多様化する密輸ルートの解明のための関係機関の連携を強化

3　今後の主な課題

○　大麻事犯における若年層比率が高水準であることから、青少年の薬物乱用の根絶及び規範意識向上のための取組を強化

○　覚醒剤事犯検挙人員における再犯者比率が増加傾向にあることから、薬物依存者・家族への支援の拡充等、薬物再乱用防止対策を推進

○　薬物乱用の裾野の拡大が懸念されることから、関係機関が連携し、情報共有と合同捜査・共同摘発等を推進

○　密輸手口の巧妙化、仕出国の多様化が進んでいることから、重点的取締り、情報収集の強化、ＣＤ捜査の効果的活用等を推進

4　警察における今後の取組

警察庁において昨年11月に策定した「薬物対策重点強化プラン」により、

○　薬物乱用を拒絶する気運の醸成

○　いわゆる「運び屋」方式等による薬物密輸事犯への対処

○　サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶

○　薬物再乱用防止に向けた取組の強化

を推進

公安委員会 説明資料No. 4	平成２３年上半期における来日 外国人犯罪の検挙状況について	平成23年8月18日 国際捜査管理官

1　上半期の来日外国人犯罪情勢

○　総検挙件数は微増に転じたが、検挙人員は減少傾向が継続　1頁

○　刑法犯検挙件数は13.5%増加、検挙人員は13.5%減少　8頁

○　特別法犯は、検挙件数・人員ともに減少傾向が継続　18頁

○　６月に実施した「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」においても同様の傾向（刑法犯検挙件数＋22.7%、人員－9.7%）

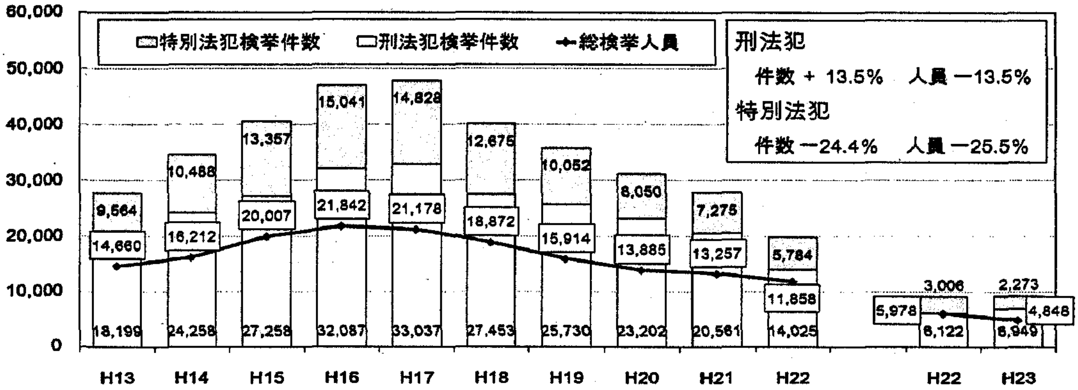

2　上半期の特徴

(1)　刑法犯検挙状況

○　昨年大幅に減少した窃盗の検挙件数が増加　8頁

○　国籍別では、中国、ブラジルの検挙件数が増加、韓国は減少。　11頁
検挙件数・人員とも中国が最多。侵入盗の検挙件数の85.5%、　12頁
詐欺の61.0%を中国が占める。

○　刑法犯検挙人員に占める正規滞在者の比率は92.7%で、９割以上の傾向が継続　16頁

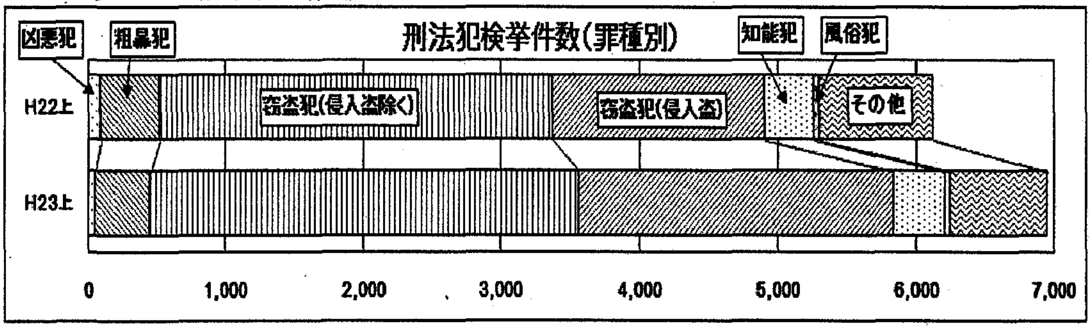

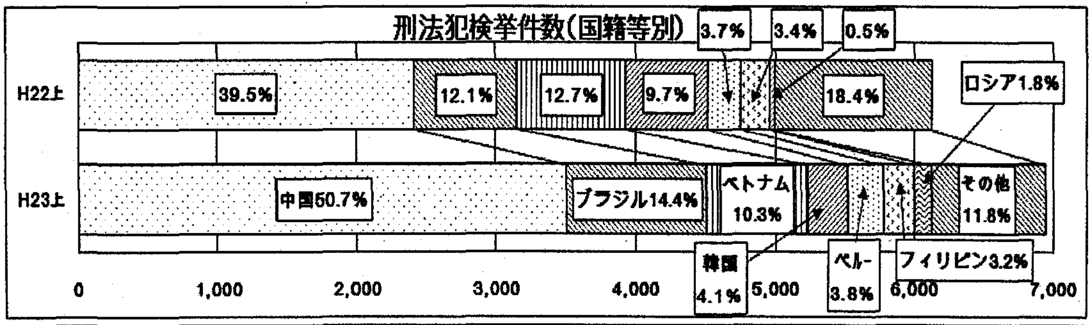

(2)　特別法犯検挙状況

○　入管法違反の検挙件数・人員が大幅に減少（前年同期に比べ、検挙件数が619件（30.6％）、人員が535人（30.5％）それぞれ減少）　18頁　19頁

○　国籍別では、特に中国、フィリピン、韓国の検挙件数・人員が大幅に減少　20頁

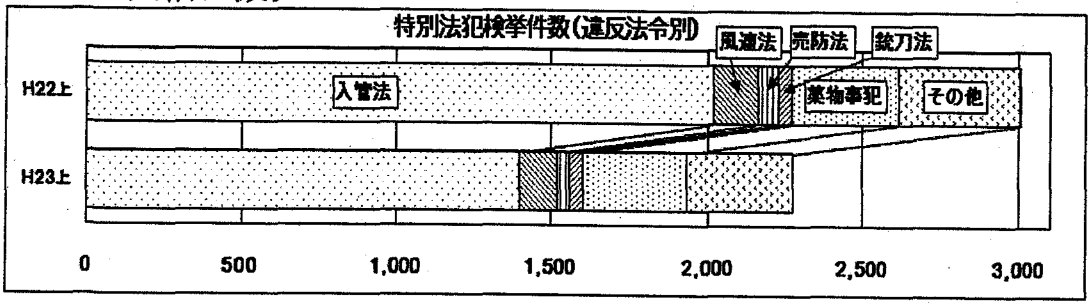

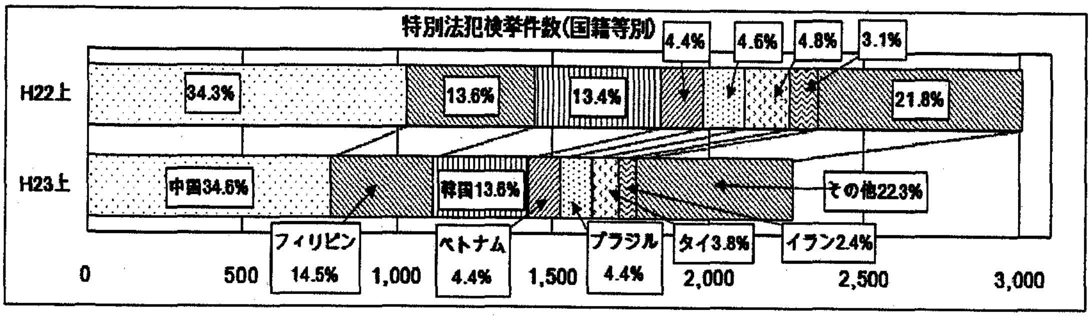

3　犯罪のグローバル化対策対象事犯の検挙状況

○　グローバル化事犯及び犯罪インフラ事犯の検挙件数・人員が増加。違反態様別では、構成員の多国籍化、偽装結婚が大幅に増加　4頁　5頁

○　盗品の隠匿・解体や輸出の拠点として利用の違法ヤードが依然として継続的に発覚　37頁

グローバル化事犯の検挙状況

	件数			人員		
	H22上	H23上	増減	H22上	H23上	増減
犯罪組織の日本への浸透	107	90	−17	1	19	18
構成員の多国籍化	333	1,449	1,116	38	79	41
犯罪行為の世界的展開	258	13	−245	35	8	−27
合　計	698	1,552	854	74	106	32

※　警察庁（国際捜査管理官）の集計
※　違反態様が重なる事件については、主たる態様に計上

犯罪インフラ事犯の検挙状況

	件数			人員		
	H22上	H23上	増減	H22上	H23上	増減
地下銀行	8	6	−2	16	7	−9
偽装結婚	59	88	29	196	264	68
偽装認知	5	3	−2	10	3	−7
旅券等偽造	24	27	3	21	27	6
不法就労助長	205	207	2	217	198	−19
合　計	301	331	30	460	499	39

※　警察庁（国際捜査管理官）の集計

4　今後の取組方針

○　犯罪インフラ事犯を含む外国人犯罪の取締りの強化

○　外国人犯罪組織の実態解明の推進

○　国内関係機関、外国治安機関等との連携の強化

を一層徹底するなど、「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」に基づく諸施策を推進

公安委員会 説明資料No. **5**	自動車安全運転センター 評議員任命の認可について	平成23年８月18日 交通企画課

1　自動車安全運転センター評議員会

自動車安全運転センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされており、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

（自動車安全運転センター法第25条第１項）

2　評議員の任命

評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命することとされている。

（自動車安全運転センター法第25条第２項及び第３項）

3　今回の認可申請

14名の評議員のうち２名が本年８月21日で任期満了となることから１名を再任、１名を新たに任命しようとするもの（８月10日認可（長官専決））。

○　再任　氏名　奥村　萬壽雄（おくむら　ますお）氏

　　　　　役職　財団法人全日本交通安全協会理事長

○　新任　氏名　徳物　文雄　（とくぶつ　ふみお）氏

　　　　　役職　社団法人生命保険協会副会長

　　　　　（任期満了となったもの　小泉　宇幸氏）

○　任期　平成23年８月21日から平成25年８月20日までの２年間

公安委員会 説明資料No. 6	政府における情報保全に関する 検討委員会の検討状況について	平成23年8月18日 警備企画課

1　秘密保全法制に関する報告書の提出

第3回「政府における情報保全に関する検討委員会」(8月8日(月))において、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」から報告書が提出された。

2　報告書の概要

(1)　秘密保全法制の必要性・目的

政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界規模で広がる事案が発生しているところ、現行法令上、政府が保有する情報の漏えいを防止する包括的な制度がなく、守秘義務規定に係る罰則も十分でないため、秘密保全法制を早急に整備すべき。

(2)　秘密の範囲

○　厳格な保全措置の対象とするのは、秘密情報のうち国の存立にとって重要なもの(特別秘密)のみ。①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の3分野の中から特別秘密に該当し得るものを限定列挙すべき。

○　特別秘密の作成・取得の主体は、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体。地方公共団体は都道府県警察に限定することも可能。民間事業者・大学は行政機関等から事業委託を受ける場合のみ。

(3)　秘密の管理

各行政機関は、対象となる特別秘密を指定し(要式行為)、厳重な人的・物的管理を行うべき秘密の外縁を明確化。

【人的管理】

特別秘密を取り扱う者の適性を事前に評価し、情報漏えいのリスクがある者をあらかじめ除外する「適性評価制度(セキュリティ・クリアランス)」を導入すべき。各行政機関等が適性評価を実施(警察庁は長官、都道府県警察は本部長)。

【物的管理】

特別秘密の作成・取得から廃棄・移管までの手続や方法、情報通信・記録機器の持込み等について個別具体的な保全措置が必要。

(4)　罰則

○　業務により特別秘密を取り扱う者(取扱業務者)及び自己の業務の遂行のため特別秘密の伝達を受けた者(業務知得者)による故意の漏えい行為を処罰。取扱業務者については過失も処罰。

○　また、窃盗、不正アクセス、建造物侵入や詐欺、暴行・脅迫等により特別秘密を取得する行為(特定取得行為)も処罰する必要。

○　未遂、共謀、独立教唆、煽動も処罰。自首減免、国外犯処罰。

○　法定刑の長期を5年とするか10年とするかは更に検討。

(5)　法形式

新規立法による。防衛秘密は本法制に取り込んで統一的に運用。

公安委員会 説明資料No. 7	平成23年度警察庁総合防災訓練について	平成23年8月18日 警備課

1　概要

警察庁及び各都道府県警察では、「平成23年度総合防災訓練大綱」の趣旨を踏まえ、9月1日（木）の「防災の日」を含む「防災週間」に、関係機関と連携の下、総合防災訓練を実施予定。

また、9月1日の警察庁総合防災訓練に併せて臨時国家公安委員会（訓練）が開催される予定。

2　警察庁における訓練（9月1日）

(1)　訓練想定等

「平成23年9月1日午前8時00分に首都直下地震が発生した」との想定の下、警察庁総合対策室における警察庁緊急災害警備本部の設置・運営訓練、緊急輸送訓練等を予定。

(2)　訓練次第（**ゴシック体：警察庁訓練**）

時間	警察庁訓練	政府訓練
7:00	**警察庁災害警備本部要員の参集訓練**	閣僚の安否確認
8:00	**首都直下地震 警察庁災害警備本部(長：警備局長)設置**	首都直下地震 閣僚(国家公安委員会委員長)の緊急参集訓練(徒歩で官邸へ8:25必着)
調整中	**国家公安委員会委員、緊急輸送対象幹部(長官、次長、官房長、警備局長)の緊急輸送訓練**	※想定のみ 緊急参集チーム協議開催 官房長官、防災大臣への報告 臨時閣議
8:25		第1回緊急災害対策本部会議
8:50	**警察庁緊急災害警備本部(長:長官)の設置、警備本部運営訓練等　開始**	
9:00		内閣総理大臣記者会見
9:10		第2回緊急災害対策本部会議
9:20	**警察庁緊急災害警備本部の設置・運営訓練終了**	
9:25	**臨時国家公安委員会(訓練)　開催**	
10:00 〜 13:30		政府調査団防衛省出発（自衛隊ヘリ） 埼玉県総合防災訓練（埼玉県川口市）視察 政府調査団帰京（防衛省到着）

(3)　国家公安委員会・警察庁業務継続計画に基づく訓練

平成20年12月に策定した首都直下地震を想定した「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」に基づき、

- ○　災害警備本部要員参集訓練
  災害警備本部要員の徒歩・自転車による参集訓練
- ○　職員の安否確認訓練
  全職員を対象とした安否確認訓練
- ○　非常用電源の確認、接続訓練
  非常時優先業務に対応する機器の非常用電源への接続等

(4)　警察庁におけるその他の訓練

招集報伝達訓練、庁舎防護訓練、炊き出し訓練、広域交通管制室の開設訓練及びヘリテレ映像等の配信訓練

3　都道府県警察における訓練（防災週間期間中）

(1)　訓練参加警察職員～約１４万6，０００人

(2)　車両等～車両約３００台、ヘリコプター約４０機、船舶５隻

公安委員会 説明資料No. 8	東日本大震災に伴う 警察措置について	平成23年8月18日 警備課

1　**被害状況**（8月17日現在。以下同じ。）
死者：15,703人、行方不明者：4,647人、負傷者：5,717人

2　**警備体制**

○　これまでに全ての都道府県警察から約68,100人の警察官を派遣。

○　約10,400人体制で災害警備活動を実施中。

・　自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）

・　派遣部隊：約2,400人（岩手約800人、宮城約850人、福島約750人）

3　**これまでの特別派遣部隊の数等**

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 21,900人	約 28,000人	約 18,200人	約 68,100人
人・日(延べ)	約190,900人	約240,700人	約153,000人	約584,600人

4　**主な災害警備活動**

○　**行方不明者の捜索活動**

岩手県警察では約340人(うち特派約290人)、宮城県警察では約200人(うち特派約170人)、福島県警察では約30人(自県のみ)の態勢で捜索活動を継続。

<集中捜索の実施>

被災3県では、8月9日から11日にかけて、延べ5,000人の体制（岩手約2,000人、宮城約2,600人、福島約400人）で集中捜索を実施し、合計6体（岩手県2体、宮城県3体、福島県1体）の御遺体を発見・収容。

○　**福島第一原子力発電所周辺における活動**

・　特別派遣部隊約260人態勢で警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。

・　6月2日以降、特別警備隊（約240人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

○　**身元確認**

警察官約220人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約14,400体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約92%）。

○　**防犯、犯罪取締り及び被災者支援**

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。行方不明者について、親族等からの求めに応じて死亡届に添付する書面を交付するほか、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの照会に対応。

○　**通信機能の維持・復旧のための活動**

東北管区内の各県情報通信部において、耐震診断の結果を受け、無線中継所等の補修又は建替に向けた作業を実施中。また、福島第一原発を管内に持つ福島県警双葉署が復電し、同署の通信施設が再稼働（同署機能は仮庁舎に移転中）。